

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

裁量労働制②

前回のヒューマン・プライム通信からお伝えしている「裁量労働制」には、「専門業務型裁量労働制」と「企画業務型裁量労働制」があります。2回目の今回は、国会でも一時期問題になっていた「**企画業務型裁量労働制**」についてご紹介します。

企画業務型裁量労働制とは…

- ・労使委員会で決議した時間を労働したとみなす制度
- ・対象は**事業全体の運営に直接影響するような【企画、立案、調査、分析】**を行うものに限定
※上記の業務内容であっても、具体的な指示に従う労働者は対象にはなりません。



企画業務型裁量労働制の導入手順

① 労使委員会を設置



② 労使委員会で決議を実施



③ 所轄労働基準監督署長に決議を届出



④ 個別に対象労働者の同意を得る



⑤ 制度を実施



⑥ 6ヶ月以内毎に
所轄労働基準監督署長へ定期報告



⑦ 決議の有効期間が満了



⑧ 継続して実施する場合は②に戻る

① 労使委員会は労働者を代表する委員と使用者を代表する委員で構成される委員会

② 委員の4/5以上の多数決により、以下の事項について決議する

- ・対象業務の具体的な範囲
- ・対象労働者の具体的な範囲
- ・労働したものとみなす時間
- ・対象者へ適用する健康及び福祉を確保する措置の具体的な内容
- ・対象者の苦情処理のための措置の具体的な内容
- ・対象者の同意の取得、不同意の対象者への不利益取扱い禁止について
- ・決議の有効期間(3年以内が望ましいとされています)
- ・実施状況に係る対象者ごとの記録を決議の有効期間及び満了後3年間は保存すること



③ 決議をしても内容を**届出るまでは制度の効果がありません**

④ 就業規則等での**包括的な同意は認められません**

⑥ 報告内容は以下の事項です

- ・対象者の労働時間の状況
- ・対象者の健康及び福祉を確保する措置の実施状況

HR エキスポ

7月13日(水)
14日(木)
15日(金)
今年も出展します

ヒューマン・プライム主催無料セミナー

対応が迫られる働き方改革
時間外労働上限規制・同一労働同一賃金

5月22日(火)

●東京都千代田区

●定員12名

※お申込み・お問い合わせはWebサイトまで

5月25日(金)

●愛知県名古屋市

●定員30名

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。